

第2回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成30年3月23日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡本 嗣喜	3番 宮崎 龍生	4番 徳田マスエ
5番 川本 聖光	6番 松山 純久	7番 廣瀬 康友	8番 三明多佳志
9番 林 秀司	10番 三浦 博文	11番 渡辺 弘之	12番 渡邊 弘登
13番 岡本 健治	14番 青葉 真	15番 柿元 信次	16番 大谷 数義
17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子	19番 玉田 一	
1推 前田 正典	2推 田村 邦麿	3推 橋本 安延	4推 三浦 寿紀
5推 小川 明人	6推 神田 進	7推 小松原常雄	8推 近重 邦昭
10推 野上 省三	11推 岡田 勝	12推 岡堂 正顕	13推 小谷 保雄
14推 岡本 定文	16推 狭間 延雄	17推 原田 和義	18推 永見 繁廣
19推 齋藤 久行			

2. 欠席委員

番	番
番	番

3. 事務局出席職員

坂田農業委員会事務局長
河野農地係長
農林振興課 渡辺主任主事
農林業支援センター 佐々本センター長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第2回浜田市農業委員会総会を開催させていただきます。先だって3月1日の日に、それぞれ辞令等をいただきまして、新しく農業委員会が発足した訳でございます。農業委員と農地最適化推進委員が一緒になりまして、農業委員会という組織で、浜田市も今回からスタートしたという事でございます。まだ、県内でも二つ、三つ新しい制度の下で農業委員会が発足してない町村もございますが、今日は全員の出席で、ただいまから開催したいと思っています。今回の新しい農業委員会のことにつきましては、既に委員の皆様方ご存知のことと思いますが、いわゆる農地等の利用をとにかく農地らしくして行く。守っていくのだと言うのが本命でございまして、とにかく土地を荒らさないように、担い手に農地を集積して農地を守るんだと。そのために農地中間管理機構を通じながら、または営農集団等を通じながら、または各集落の主だった農家の方を中心としながら、いかにして農地を有効に守って行くか。守って行きなさいと言うのが、今回、新しく農業委員会が発足した最も重要なポイントだと意識づけていただければと思っております。また、新しい委員の方もおられますので、近々、研修会を設けるように事務局と相談、調整をしております。そう言った中で今から先、我々、農業委員会は何をどうあるべきなのか。と言うのを探っていただいて、先ほどから言いますように、とにかく農地を農地らしく使っていただくという風なことに繋がるのではないかと、そう言う風に思っております。

本日の委員の欠席は、ゼロでございます。

また早退は、

7番 廣瀬 康友 委員、 9番 林 秀司 委員

以上2名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

4番 徳田マスエ 委員、 5番 川本 聖光 委員です。

よろしく申し上げます。

会 長

それでは、議事に入らせていただきます。座って進行させていただきます。

議第1号、農用地利用集積計画の策定について議決を求める。それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。

それでは説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画(案)と利用集積一覧表を、今回は事前に郵送の方で配布させていただいておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画(案)についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、168件、446筆、715,762㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は3月30日を予定しており、利用権設定については開始日を4月1日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上でございます。ご審議の程よろしく願います。なお、資料の訂正で11ページ27番、賃貸料で米4袋を5袋に訂正してください。また、37ページ87番で利用権の設定を受けるものが、株式会社〇〇〇〇〇〇〇が半分見えにくくなっています。代表取締役社長、〇〇 〇〇でございます。申し訳ありません。63、64ページ159番になります。これも利用権設定を受けるものでございますが、〇〇〇営農組合代表者、〇〇 〇〇で少し見えなくなっています。また46ページが二つありますので資料の訂正をお願いします。今回件数が多く、基本的に自治区順になっておりますが最後の4件は追加分になっておりますのでお気を付け下さい。以上でございます。

会 長

以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。事前に送っていただいておりますので、読み通しはされている事とは思いますが…

第 5 推

(小川 明人 推進委員)

5推の小川です。事前に送ってもらったのはいいのですが、うちら郵便屋が来るのが昼からなんです。それが、昨日なのです。それがかなりのページが多くて、なかなか今日の会議までに見ろと言うのは見れないのですよ。自分の関連性のところだけ見てますが…。中々、もうちょっと出来れば早めにしていただければ幸いなのですが。

会 長

事務局どうでしょうか。お願いします。

事 務 局

今回は、件数が多かったののうちの方もドタバタしたので、遅れたのは否めないと思います。今後はなるべく早くしたいと思います。

会 長

他にございませんか。

無いようですので、質疑を打ち切ります。

今回の農用地利用集積計画(案)についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員

～全委員 挙手～

会 長

ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長

続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

それでは、農地法第3条申請についてご説明いたします。農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の

設定、移転などについて審議いただきます。総会資料3ページからになります。
また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。資料は4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、弥栄町の田、外3筆の畑です。場所は、杵束郵便局から約870m北西の、大斉町内です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は67a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

続きまして2号～4号について説明します。資料は5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の田と、三隅町下古和の畑、外1筆と、同じく下古和の畑、外1筆の畑です。場所は、黒沢公民館から約650mから南東の、黒沢7区です。この申請は、譲受人が無償で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は184a余りと97a余りと42a余りとなり、いずれも、下限面積基準を満たしております。

農地法第3条申請については、以上4件です。

会 長

ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。この度から農業委員と推進委員、お二人おられて回っておられると思いますが、そのような判断で以後進めさせていただきます。

1号につきまして、徳田委員もしくは三浦 寿紀推進委員の方で、補足がありましたらお願いします。

第 4 番

(徳田マスエ 委員)

4番、徳田です。先月、16日とても寒い日でしたが、河野係長、そして私たち二人で現地を確認しましたが、何の問題もないと思われまますのでよろしく願いいたします。

会 長 2号、3号、4号につきまして、三浦 博文委員もしくは野上推進委員、お願いいたします。

第 10 番 (三浦 博文 委員)

10番、三浦です。先般、事務局の河野係長と推進委員の野上さんと私の3人で現地を確認させていただきました。譲り渡し人の〇〇さんは、学校を出られてから、ご兄弟はあまり帰っておられないと。従いまして、今回譲渡…譲り渡しをするという事になりまして、説明ございました通りで問題ないと、良い状態になるのではなかろうかと思っております。よろしくお願いいいたします。

会 長 以上で、第3条申請について、4件全ての説明が終わりました。皆様方から何かご意見やご質問がございましたらお願いいたします。ございませんか。ないようですので、採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~全員 挙手~

会 長 ありがとうございます。全員賛成で承認されました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議第3号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが、農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。資料は7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、竹迫町の畑、外1筆の畑、です。場所は、山陰中央新報西部ビルから約50m西の、竹迫1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の商

業地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に貸事務所を建設するものです。なお、申請地がすでに貸事務所に転用されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料8ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第4条申請については、以上1件です。

会長 　　ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、松山委員もしくは神田推進委員、お願いします

第6番 　　(松山 純久 委員)

6番、松山です。先日、事務局の方と神田推進委員と一緒に現場確認に行ってみました。何の問題もないようなのでよろしく願いいたします。

会長 　　以上で、第4条申請についての説明が終わりました。皆様方から何かご意見やご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、質疑を打ち切りまして採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 　　～全員 挙手～

会長 　　ありがとうございました。全員挙手で承認されましたので、そのように処理をいたします。

会長 　　続きまして、議第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 　　それでは議題4号、農地法第5条申請についてご説明いたします。農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農

地以外の用途に転用したいというものです。

1号から3号について説明します。申請地は、先ほどの資料5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の畑と、同じく下古和の畑と、下古和の畑、外1筆の畑です。場所は、黒沢公民館から約650mから南東の、黒沢7区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を仕事の際の催事場と参詣道と駐車場にするもので、他の農地への影響はないものと思われます。なお2号申請地が、すでに参詣道に転用されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料10ページに掲載しています。

続きまして4号について説明します。資料は11ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、周布町の田、外1筆の田です。場所は、浜田市立周布小学校から約50m南の、周布3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の準工業地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に資材置場にするもので、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして5号について説明します。資料は12ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の田、外1筆の田です。場所は、三隅郵便局から約500m北西の、田原町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の準工業地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を通路とするもので、申請地がすでに通路に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料13ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

農地法第5条申請については、以上5件です。

会 長

ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1号、2号、3号につきまして、三浦 博文委員もしくは野上推進委員、お願

いします。

第 10 番 (三浦 博文 委員)

10 番、三浦です。先ほどのものと関連しております、〇〇さん、こちらにはおられないという事で、ご覧いただきました様に、全てお寺の周りです。顛末書の中でも所有者から参道用地として寄付を受けているという事で、今回農業委員会の方でスッキリさせるという事の様ですのでよろしくお願ひします。

会 長 4号は私の担当地区です。この土地につきましては、昨年ではございますか、分譲住宅にするという事で、もう1枚の田と3枚ほど申請が出て、ここで承認された案件ですが、その後よくよく調べてみたら、排水の問題がネックになり取り下げられました。以後、そのままであったのですが、今回〇〇建設の方が資材置き場という事で、残りの2枚をされるという事で、今回事務局と推進委員と見に行った訳であります、別段まわりにも家とか建っております、農地もあまり多くなく問題ないと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

会 長 5号につきましては、玉田委員もしくは齋藤推進委員、お願ひします。

第 19 番 (玉田 一委員)

19 番、玉田です。3月の19日だったと思いますが、事務局の方と齋藤推進委員と現地を見させていただきました。この書類の12ページのところを見られますと、真ん中に倉庫が建っています。それから4ページの方の写真を見られますと、現地は舗装されているという事、後ろ側も空き地になっているという事でございます。以前1枚の田だったところを、倉庫を建てる時に転用して建てられて、今の二つの区分が田として残っていたと言う状況でございます。ではあります、倉庫を建てる時に舗装してしまっているという事になりましたので、顛末書も出していただいております。そういった状況ですので、現地を見させてもらいましたが、やむを得ないと言いますか、良いのではないかとこの事ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かご意見やご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

ないようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数～

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄などにより概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して、農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号から3号について説明します。資料は先ほどの5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の畑と、同じく下古和の畑と、下古和の畑の3つです。場所は、先ほどと同じく黒沢公民館から約650mから南東の、黒沢7区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、1号につきましては山林化、2号につきましては昭和年月日不詳より宅地、また、3号につきましては年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化をそれぞれしています。

転用統制外証明願は、以上3件です。

会 長 　　ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

　　1号から3号につきまして、三浦 博文委員もしくは野上推進委員、お願いします。

第 10 番 　　(三浦 博文 委員)

　　10番、三浦です。これも先ほどから申し上げているものの関連でございますが、現況写真を見ていただければわかると思いますが、山林、宅地、原野という状況でございます。やむを得ないものと考えております。よろしく申し上げます。

会 長 　　以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かご意見やご質問がございましたらお願いします。

第 4 推 　　(三浦 寿紀 推進員)

　　4番推進委員、三浦です。この議案の2号です。理由として年月日不詳より宅地と表現してありますが、建造物が建てられた日が年月日不詳というのが、私は理解できません。

会 長 　　事務局から何かございましたらよろしく申し上げます。

事 務 局 　　こう言う言い回しというのが何故なのか、私も分からないところもありますが、昭和26年以前くらいから、ここは農地ではなく宅地とされていまして、建物自体は新しいのですが、昔からこの辺については宅地とされていまして、きちんとわからない事で年月日不詳と言うことなのでしょうが、基本的には昭和26年以前、まあ戦前…その頃から宅地として使用されていたという事でこういう書き方をしております。

会 長 　　三浦委員いかがでしょうか。

第 4 推

(三浦 寿紀 推進員)

わかりました。

会 長

他にございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員

～挙手 多数～

会 長

ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。

1号から3号について説明します。資料は16ページから19ページ、図面番号⑥から⑨をご覧ください。届出地は、弥栄町小坂の田と、同じく小坂の田、外2筆の田と、外4筆の田、です。場所は、浜田市立弥栄小学校から約2km北東の、弥栄町小坂町内です。この届けは、田を畑として利用するもので、先月の利用権設定で株式会社〇〇〇〇〇が借りると届出があったところです。

続きまして認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。

1号は、資料21ページ、図面番号⑩をご覧ください。届出地は、長浜町の畑です。場所は、特別養護老人ホームたんぼぼの里から約85m北東の、長浜8-2

町内です。この届出は、平成30年6月7日から平成30年8月31日までを工事期間として、携帯の基地局を新設するというものです。

以上、報告します。

会長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、以上で報告を終わります。

会長 その他、事務局からありましたらお願いします。

事務局 それではここから、農林業支援センターの方に来ていただいて、農林業支援センターの業務についてお話をさせていただく予定でしたが、15分頃と伝えましたので、少し遅れて来られると思いますので、先に別添の事務連絡の方をさせていただきます。

事務局 別添、事務連絡をご覧ください
(事務連絡)

坂田 事務局 それではすみません。農業委員会の事務局長をしております坂田と申します。4月以降はですね、機構がちょっと変わりました、農林振興課長と農業委員会の事務局長の兼務が解けます。専任の事務局長が、4月以降に来ますので実際はその方と一緒にやってもらうという形になると思います。私の方は、今日たまたま内示の日だったのですが、4月以降の農林振興課の兼務が農林業支援センターと一緒にやるようにという事ですので、農林業支援センターの業務がこれからどのようになるか、支援センターから説明があると思いますが、そのセンター長が今度、農業委員会の事務局長となります。それで4月以降の行動ですけれども、今までの委員会制度とは少し変わって皆様方にはご足労をお掛けすることが多々あるかと思えます。実際に支援センターの業務も把握していただきながら、農業委員会の業務に励んでいただくという形になろうかと思えます。私

の方も引き続きおりますので、皆で協力してですね耕作放棄地を解消したいという最終目標に向かって頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。以上です。

事務局 事務連絡については以上です。

会長 事務連絡が終わりましたが、皆様方から何かございますか。

ございませんでしょうか。

それでは時間がありますので休憩にします。時間になりましたら、お戻りください。

～休憩～

会長 それではお揃いになりましたので、ただ今より再開をいたします。

先に農地中間管理機構によります植本さんからご挨拶をいただきます。

振興公社 失礼します。ご紹介いただきました、島根農業振興公社の植本と申します。

植本 推進員のことで公社の方も、先ほども会長の方からありましたが、担い手に対して、いわゆる集積等しています。平成26年からこの事業がスタートしまして、今年で4年目になります。農業委員会さんの方も組織改革ということで、新しく農業委員、そして農地最適化推進委員という事で、それぞれ新しいスタートをしております。公社の方も特に最適化推進部の方と一緒に連携を取りながら、農地が荒れないように集積等、一緒にやっへ行こうという事で方針が明らかになっております。私も出身が浜田市でございまして、事務所が合庁の西部農林振興センター、3階の方の事務所を借りて業務をいたしております。また出来る限りではございますが、先ほどの河野係長と今度の最適化推進委員とどういった形の連携がいいかなと、今お話をしたところですので、まずは私の顔を覚えていただいて、また連絡を取りながら一緒に活動、または普及の方に取り組んで行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。高い席ではございますが、

ひとつご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

それではここで、今後みなさまの農地の集積や新規就農者に関しまして、たぶん重要な関係になるのではないかと考えています、先ほどの機構集積の推進委員も当然でございますが、浜田市の農林業支援センター、ここの連携が密になるのではないかと考えています。今日は、浜田市農林業支援センターの業務内容について農業委員、推進委員の方にどういう業務で、どういった事で、どういう目的でやっているかと言うのを、まずは委員さん等に知っていただきたいと考えておりました、佐々本センター長に来ていただいておりますので、報告していただきたいと思っております。具体的な連携については、今後試行錯誤をして行かないといけないとは思っておりますけれども、今日のところは、まず、どのような仕事をどうやっているのかと言うところを知ってもらって、今後、連携ができる部分を考えて行きたいと思っております。では、センター長よろしくお願いいたします。

農林業
支援センター
佐々本

失礼いたします。浜田市農林業支援センターのセンター長をやっております、佐々本と申します。では、座って説明させていただきます。今回、農業委員会法が改正されまして、農業委員と推進委員で二つに分かれる中で、担い手の問題や農地の集積、あるいは荒廃農地を抑制するという様な形で、大きなミッションを与えられている訳ですが、今回、支援センターにつきましても、4月1日から、本庁4階のエレベーター降りてすぐ左にある、401と言う会議室があるのですが、そこで業務に取り組んで参ります。今後、ますます支援センター、農林振興課、農業委員会、あるいは中間管理機構等、一緒に連携をして担い手の確保、あるいは担い手への農地の集積、荒廃農地の予防という事をして行かなくてはなりませんのでよろしくお願いいたします。それで、今、河野係長が申しました様に試行錯誤しながら、あるいは全国の事例等を参考にしながら、浜田市としてはどういう風にやれば良いかというのを試行していく必要があると思います。一応、それが今大きく支援センターの中では、地域農業再生協議会と言うのがありますが、その中で今回、転作と言いますか水稻関係

の減反政策というのがなくなって、そこをお願いをするのが再生協議会として大きいのですが、その転作であったり減反政策の補助金交付事務と言うのをやっております。それから浜田市の顔であります、三つの果樹、ブドウ、赤ナシ、西城柿。この一億円産業を目指す中での支援、継承者も含めた取り組み等をやっております。それから、その他果樹がイチジクやブルーベリーと色々ありますが、そういったものを合わせて普及部とJAと一緒にやって行くと。最初に言い忘れましたが、元々農林業支援センターと言うのは、平成19年度に立ち上がりまして、今年で10年を迎えます。元々は行政、農協、普及部という形でのワンフロア・ワンストップという形で、支援に遅れがない様にスピード感を持ってやって行こうという事で立ち上がっています。それから今、水稻だけでは立ち行かない中で、組み合わせ作物、大豆、キャベツ、アスパラガス…これは農協の振興作物でもあるのですが、こういったものに取り組んでいただけの方の掘り起こしを今やっています。29年度では7件、取り組みを新たにやっておりますが、30年度につきましては、20件を目指しています。ただこの組み合わせ作物については、四つは決めてありますが、例えば菌床シイタケでもいいですし、ミカンをやりたい方がおられればそれでも良いです。要は農業所得500万と非常に高いハードルですが、それに向かって組み合わせ作物を組み合わせることで農業所得を上げようというものです。それから、独立産業化にされたい方があれば、独立産業化に対しての事務支援等、色々な形での〇〇とかその辺りをやっておりますが、今までの事例としては、1件地域商社を作っております。それから認定農業者の確保ですが、認定農業者の育成につきましては、農業所得500万に近いと言うのは認定農業者の事で、年間の労働時間2,000時間、それから5年後に380万という計画で担保されるという事で、計画書に基づいて認定をしています。なので、この認定が5年後にもう少しだという事になれば、また再認定をして、結果を修正しながらやって行くという様な、そういったお手伝いをさせていただいております。それから集落営農組織と言うのは、自分の集落の農地をどう守って行くか、荒廃農地が増えないようにどういう風にしていくのかと言うのを、集落の皆さん同士で議論していただく中で、人・農地プランというものがあるのですが、そういったものを盛り込みながらやって行

く仕事もしています。特にここ5年、10年先を見ますと、非常に中山間地に係る浜田市につきましては、皆さんもご存知の通り、荒廃農地が県道沿いも増えておりますし、集落営農という組織を持っているところもあるのですが、今浜田市の傾向としては集落営農の法人化に向けた動きがあります。集落営農の法人化につきましては、法人化が目的ではありません。自分たちの集落の農地あるいは後継者をどういう風に育てていくかも含めてやって行くというのが必要ですので、これは〇〇組合でも構いません。ただ〇〇組合のデメリットもあつたりするので、法人化を目指すところが多いです。ただ法人化となると、これは経営という問題がついてきます。法人化につきましては、会社みたいなもので経営をしていかななくてはなりません。まずは、多角化をどういう風にしていくか、例えば菌床シイタケ農家も含め〇〇という事をですね、〇〇収穫を回りながら話して行くという様な取り組みもしております。それから、後は農林業に対する振興ということで農林振興課が持っている補助事業、あるいは再生協が持っている補助事業、そういったものも使いながら農業者の皆さんに出来るだけ農業〇〇、特にそういう事なのですが、経営を図って行くという事でご紹介をさせて頂いているところでございます。あとは後継者の問題、これが一番大きいのですが、新規就農者をどのように確保していくか、これは特に推進委員さんと連携を取りながらやって行かなければならないとは思いますが、今、新規就農者の確保というのは全国的に、どこの自治体も競争でやっております。浜田市の現状、あるいはこういった農業をしませんか。と言うだけでは中々難しいという事もあり、生活感、生活の情報も提供する中で、浜田市では南海トラフとか、そういった〇〇が少ない所ですよとか色々な見方をしながら、まさに今一生懸命やっに行かないと、新規就農者の確保と言ったものにも乗り遅れるという形になっています。浜田市では弥栄地区が一番、力を入れているのですが、これはやはり地域農業、地域集落においてもそういった後継者を入れていく。そのためには集落営農の中できちんと経営が出来て、子供…息子たちが魅力ある地域だという風に思えるような地域作りをしていかないと、当然来てもられません。そういった事で担い手、いわゆる新規就農に対して非常に力を入れて行かなければならないという現実があります。今、島根県などは半農半X(エ

ックス) と言って、農業をやりながら自分の趣味を活かして収益を得るというやり方があって、県の方ではそこに力を入れています。浜田市も新規就農者だけで、Iターンの人だけを呼ぶのではなく、例えば酒蔵で冬場はお金を儲けながら、X (エックス) しながらですね、自分でやりたいものをして行くといった取り組みも面白いですし、そういった大規模〇〇農業経営者が浜田に入ってきて、農業をしながら自分の趣味もたくさんやって行くという取り組みも非常に進めてきています。という事で、あとは今年も発送されましたが、雪害等でハウスや倉庫が潰れることに対して農業普及支援対策事業があります。こう言ったものの手伝いであったりもやっています。雑な説明ではありますが大きく分ければ、新規就農、集落営農、認定農業者等の育成、それから今の〇〇政策の関係のお手伝いを中心にやっているという事でございます。何かわからないことがありましたら聞いてください。以上です。

事務局

何かあれば聞いていただければと思います。農業委員の集積が、先ほど言いました集落営農、それから認定農業者、基準到達者いわゆる担い手、担い手に集積すれば、それがポイントになるという事でございます。認定農業者の関係や集落営農の関係は、今現在は農林業支援センターの方で全部管理しておられます。そこの方に、うちは集積等をしなくてはいけないという事になりますので、今後集落営農の人・農地プランと言うのがあれば、積極的に農業委員、推進委員さんは入っていただいて、人・農地プランは私もわからないところがあるので何とも言えないのですが、集落の地域の担い手、ここにはどういった認定農業者さんがいて、どういう集落営農があって、誰が代表でどのくらいの面積でやっておられるというのを、だいたい皆さんに把握していただいて、極端な話では、「もう辞めたい」という様な方がいれば、出来ればその認定農業者さん、担い手さんに紹介をして集積に結び付けるという風なかたちに持って行きたいというのが理想です。どこまでできるか分かりませんが…。ただ、隣の方に貸すとかでは、中々ポイントにはならないのですが、荒廃農地を防ぐと言った点では有効なのかと思っています。なにぶん担い手の関係は支援センターが中心でやっておられますので、ここと農業委員、推進委員は今後、どうしても

連携してやって行かなければならないと思っています。まだ具体的にどういう時に出るかは決めておりませんが、担い手の関係は全て支援センターがやっておられるという事で、今後連携を取ってやって行くものと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

農林業
支援センター
佐々本

すみません。今の話の中で支援センターも人数が限られておりまして、今回こちらの本庁に来ることになりまして、支所との連携、産業建設課と言うのが、それぞれ支所にあるのですが、当然そことの連携も必要になって来ますので皆で一緒にやって行ってグループ後継者、農地の集積、担い手をしていく。人・農地プランにつきましては、先ほどふれましたが要はこの人・農地プランに、例えば中心形態として認定農業者、あるいは集落営農、任意組織、あるいは個人…何でもいいのですが、そこに位置付けられていないと補助金関係とか融資とかが受けられません。ですので、今日、昼から認定式、審査会と言うのをやるのですが、こういった人に認定農業者になって欲しいという情報を、支援センターの方にどんどんして欲しいですし、これは支所の方にあげていただいても構いません。そういった形で、とにかく自分たちの地域の農地をどう守って行くかという事を、まずやはり集落の中で議論していただく、その中でどうして行くのかというのが人・農地プランでございますので、よろしく願いしたいと思っています。以上です。

会 長

三浦委員どうぞ。

第 10 番

(三浦 博文 委員)

農地の集積をするのも大変なのですけれども、一番近いと言うのが、認定農業者が集落にいるか、いないかだろうと思うんです。それで認定農業者になり得る条件ですとか、なるに当たってどういった事が分かる何かはありますか。

農林業

認定農業者につきましては、先ほども少し話したのですが、年間の労働時間

支援センター
佐々本

が2,000時間、それから5年後の所得が380万と言う、そこに持って行けるような計画を作って出していただいて、審査会でOKですと言われれば、認定農業者になります。なので当然、5年後になかなか達成できない方もいらっしゃいますが、そこは経営をどのように改善して行きましょうかという事を、また再度計画を立ててという形になります。ですから、自分は認定農業者を目指すという方もいらっしゃいますし、非常に良いことなのですが、だから2,000時間と380万所得です。

第 10 番

(三浦 博文 委員)

その主導と言うのは、各支所の産業建設課の方でやっていただけるのですか。

農林業
支援センター
佐々本

これは、各支所によって色々と温度差はあるのですが、基本的には支所に行っていていただいても良いですし、支援センターに直接でもいいですし、農林振興課に直接行ってもらってもいいです。今度はフロアが一緒なので、そのあたりは最終的には支援センターの方で、〇〇と農協と支所でやるので、どこからでも情報が入るのは構いません。連携してやりますので、なので例えば、三浦さんが認定農業者を目指すのであれば、そういう計画をどういう風に作りましょうかという形から入って行きます。

第 10 番

(三浦 博文 委員)

いえ、私と言うよりは、先ほどの農地の集積に当たってですね、例えば集落営農とか認定農業者等々に集積するとポイントが…と言う話があったもので、であれば集団でやるのは話し合いも中々難しいので、個人的にそうした方になってもらえたら、自分は推進委員なので、そういうところに話を持って行ったら農業委員会としてのポイントは上がるのかと思ったので、そう言った話を出したわけです。ですから、こういう話を委員さんが持ち帰られて、各地域にそういう人材といますか、可能性のある方には支所も含めて、案内だとかあれば可能性は高まるかなと思った次第です。

農林業
支援センター
佐々本

その通りでございます。

会 長

その他について、他にありませんでしょうか。

無いようですので、以上を持ちまして、第2回総会を終了します。

終了 午前 10 時 50 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員